

熊本県地域住文化要素基準 Q&A

	項目	質問	回答
基準（２）について			
1	(iii)	切妻屋根の場合、妻側（ケラバ）の軒の出は0.9m未満でよいですか。	<p>平側、妻側すべての軒の出を0.9m以上とする必要があります。</p> <p>ただし、以下の（１）または（２）に該当する場合、軒の出を0.9m未満とすることができるものとする。</p> <p>（１）外壁がサイディング等風雨に強い仕上げとなっており、かつ、北側の妻面で直射日光の遮へいが不要である場合の妻側の軒の出。</p> <p>（２）外壁がサイディング等風雨に強い仕上げとなっており、妻側に主たる居室の大きな窓（掃き出し窓、連窓）が面していないため直射日光の遮へいが不要である場合の妻側の軒の出。</p> <p>※北側の妻面とは：真北から東西にそれぞれ45度未満の角度で北側に向いている妻側の外壁面。</p>
2	(V)	多層構造の建具として雨戸を設置する場合、シャッター雨戸でも可能ですか。	<p>可能です。</p> <p>雨戸の素材について指定はしていません。</p>
3	(V)	「主な居室」とは何を指しますか。	<p>当該住戸又は住戸の部分における熱的境界の内側に存する居室のうち、基本生活行為において、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室のことであり、居間（リビング）、食堂（ダイニング）及び台所（キッチン）をいいます。</p> <p>※上述（iii）についても同様です。</p>